

令和7年度 集団指導

(計画相談支援・障害児相談支援)

質問票に対する回答

Q 継続サービス利用支援費のモニタリングに当たって行う面接について

「集団指導資料」P24 2 主な指摘事項(詳細)(20)

「継続サービス利用支援費の算定にあたり、利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等、サービス等利用計画の変更に伴う手続きの実施を行っていなかった。」の記載について、「及び」ではなく「又は」としていることから、障害児に対する障害福祉サービスにおいては、障害児本人がいないタイミングでの家庭訪問でも良いということでしょうか。

A

計画相談支援におけるモニタリングに関する基準省令(※1)の文言上、「利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。」とされており、この「利用者等」とは、「利用者又は障害児の保護者」を指しています。

従いまして、障害児が障害福祉サービスを利用するために計画相談支援を受ける場合、障害児がいないタイミングで障害児の居宅を訪問し、障害児の保護者に面接をすることも想定されます。

また、障害児相談支援の基準(※2)についても同様に、「障害児等(障害児又は障害児の保護者)に面接する」こととされています。

ただし一方で、基準省令においては、これら相談支援の具体的取扱い方針(※3)として、「利用者の希望を踏まえて作成することが基本」「障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない」ことが明記されています。つきましては、障害児のモニタリングにおいても、この主旨を踏まえた上で配慮していただくよう、ご注意ください。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)」第15条第3項第二号

※2 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平

成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号) 第 15 条第 3 項第二号
※3 ※1 の第 15 条第 2 項第一号、※2 の第 15 条第 2 項第一号

Q モニタリング報告書の提出について

府中市としてはモニタリング報告書の提出は毎回求めているという理解で合っていますか？

A

利用者に対して、関係機関ならびに支援機関が、適切な支援を行っているかの確認をモニタリング報告書の提出を基に、確認しております。また、モニタリングの請求月の確認も提出の有無で判断を行っているため、引き続き、毎回障害者福祉課給付係へご提出ください。

Q サービス担当者会議開催のタイミングと支給決定の時期について

サービス担当者会議が支給決定前に行われていたことの指摘がありますが、支給決定が月末や翌月等となり、同月中に本計画を作成する都合上致し方ない場合もあります。

それ以上に、支給決定が出たら市の担当者より連絡が入ることになっているはずが、ほぼ連絡がありません。このことは以前から繰り返し伝えていますが、状況が変わりません。市としての見解を教えてください。

A

業務の繁忙や人事異動等により体制が変化する中で、結果として速やかな連絡が徹底されておらず、事業所の皆様にご不便・ご心配をおかけしている状況については、市として重く受け止めております。今後は、支給決定後の連絡を確実にを行うことについて、改めて各担当に周知徹底を図るとともに、連絡方法や運用面についても見直しを行い、再発防止に努めてまいります。